

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ[ガス需給約款]および東電ガスとくとくガスプランfor au[主契約料金表] (以下、「主契約料金表」といいます。)を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって、KDDI株式会社 (以下、「KDDI」といいます。)を通じてお申込みをしていただきます。
- (2) (1)により需給契約のお申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。
 - ・当社が、12(2)および(3)による調査の結果および一般ガス導管事業者である東京瓦斯株式会社 (以下、「当該一般ガス導管事業者」といいます。)が託送供給のために必要とするお客さまの情報を当該一般ガス導管事業者に提供すること。
 - ・18に定める事項。
- (3) お客さまならびに供給施設(ただし、当該一般ガス導管事業者が所有する供給施設を除きます。以下、本項において同じ)の所有者または占有者(以下、「お客さま等」といいます。)には当該一般ガス導管事業者の託送供給約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)で定めるお客さま等に関する事項をあらかじめ承諾していただき、それらの事項を遵守していただきます。なお、供給施設の所有者または占有者がお客さま以外の方である場合は、あらかじめ、その所有者または占有者の方の承諾を得ていただきます。
- (4) 当社は、当該一般ガス導管事業者の求めにより、(3)の事項について、お客さま等に承諾書を提出していただくことがあります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、次に該当する場合で、お客さまと当社が合意したときに成立いたします。
 - ・お客さまが、料金を、KDDIまたは沖縄セルラー電話(以下、KDDIと併せて「KDDI等」といいます。)が別に定める東電ガスとくとくガスプラン for au立替払いサービス請求規約(<http://kddi-l.jp/h6R>、以下、「立替払いサービス請求規約」といいます。)に係る契約にもとづき、KDDI等に毎月継続して料金を立替えさせる方法(以下、「au立替払いサービス」といいます。)により支払われること。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは当社が契約を解約する日までといたします。

3. 料金表

(1) 東電ガスとくとくガスプラン for au

(税込)

ガス料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	736円 23銭	140円 94銭
B表	20m ³ をこえ80m ³ まで	1,024円 32銭	126円 54銭
C表	80m ³ をこえ200m ³ まで	1,195円 04銭	124円 40銭
D表	200m ³ をこえ500m ³ まで	1,835円 24銭	121円 20銭
E表	500m ³ をこえ800m ³ まで	6,103円 24銭	112円 67銭
F表	800m ³ をこえる場合	12,078円 44銭	105円 20銭

- (2) 1か月の使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金(原料費調整額を含む。)の合計によって算定された金額の5%を割引するスタート割を適用いたします。スタート割の適用は、適用以降に請求する料金から起算して12か月分といたします。ただし、お客さまがスタート割適用中に需給契約を解約した場合は12か月分に満たない場合があります。なお、スタート割適用中にガスプランの変更があった場合、変更したプランの料金を最初に請求する月から起算して12か月分の料金に、新たにスタート割を適用いたします。

4. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
月々の料金、使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社よりWebサービス等にてお知らせいたします。
- (2) 料金の計算方法
料金は、使用量に応じて、3(1)に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金に使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、使用量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。
 - ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始(もしくは解約)した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
 - ・使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (3) 料金の支払方法
お客さまは、毎月、au立替払いサービスにより、料金を支払うものとし、料金がKDDIにより当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、お客さまから当社に対する支払いがなされたものといたします。
au立替払いサービスにもとづき、東電ガスとくとくガスプラン for auの料金が、KDDI等が定める支払期日を過ぎて支払われない場合は、KDDI等より料金督促を実施させていただきます。またこの場合、KDDI等は「立替払いサービス請求規約」に基づき、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがございます。

5. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44メガジュール 標準熱量：45メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5キロパスカル 最低圧力：1.0キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35
最高ウォッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

6. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

お客さまは、当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

7. 需給契約の解約について

- (1) 2(1)に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、この料金表の定める需給契約を解約することがあります。なお、この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
 - ・当社が定める[ガス需給約款]および[主契約料金表]の供給条件の内容に反した場合。

8. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

9. 保安に対するお客さまの協力について

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、11(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

10. 供給または使用の制限等

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - ・ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・ 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガス工作物の修理その他工事施工のため必要がある場合
 - ・ 法令の規定による場合
 - ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせいたします。

12. 周知および調査業務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていない風呂釜、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) 当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・ お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは託送約款等にもとづき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社に提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

18. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[ガス需給約款] および [主契約料金表] によります。
- ・当社は、[ガス需給約款]および [主契約料金表] の内容を変更することがあります。その場合、原則として、当社よりWebサービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。
- ・[ガス需給約款]および [主契約料金表] の内容は、当社のホームページで確認することができます。
- ・当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社よりWebサービス等を通じて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とならないその他事項については、お知らせを省略する場合があります。
- ・au立替払いサービスについて、上記に記載のない事項については、KDDI等が別途定める東電ガスとくとくガスプラン for au立替払いサービス請求規約等によります。
- ・当社は、KDDI等との間で、お客さまのガスのご契約に関する情報を共同利用することがあります。
- ・ガス小売事業者および当該一般ガス導管事業者との間で、お客さまのガスのご契約に関する情報、ガス供給に関する設備の情報および消費機器等の保安に関する情報を共同利用することがあります。
- ・当社は、[ガス需給約款] および [主契約料金表] を終了することがあります。その場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせします。

20. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更に伴い需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

各種お手続きお問い合わせ

◆ 電話によるお手続き・お問い合わせ

電話番号:0120-995-333 (携帯電話、PHSもご利用いただけます。)
[受付時間: (平日) 9:00~20:00 (土・日・休日) 9:00~17:00]

◆ 東京電力のWebサービスによるお手続き・お問い合わせ

お引越しのお手続きやご契約の変更などのお申込みを承ります。
<http://www.tepeco.co.jp/ep/>

●ご記入いただいたお客さまの個人情報は、当事業における契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために、また、東京電力グループ各社もしくは提携会社の事業におけるこれらの業務のうち、当社が商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘等の業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。(個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、当社ホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。)

販売事業者

本社所在地：〒100-8560
東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
会社名：東京電力エナジーパートナー株式会社
ガス小売事業者登録番号：A0002
代表者名：代表取締役社長 秋本 展秀

販売代理店


事業者名：KDDI株式会社
代表者名：代表取締役社長 高橋 誠
本拠地所在地：〒102-8460 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

■ 請求・収納に関するお問い合わせ先
0120-925-881 (通話料無料)
受付時間:9時~20時 (年中無休)

<p>保険の対象</p>	<p>とくとくガスプラン、とくとくガス床暖プラン、東電ガスとくとくガスプラン for au、とくとくガスAPプラン(以下「対象プラン」といいます。)契約者が、自然故障(「修理サービスの対象となる場合」に規定の故障)が発生した時点で、ガス供給対象の住宅において所有または管理している、購入日または設置日から10年以内の次に規定する家庭用ガス機器等とします。</p> <p>①調理機器(JIA認証) コンロ(グリル、オーブン等の派生製品を含みます。)、オーブン、炊飯器 ②給湯機器(JIA認証) 瞬間湯沸かし器、貯湯湯沸かし器(ガス給湯器*) *ガス給湯器本体、標準リモコンが対象です(貯湯部分は対象外)。ただし、風呂釜一体型製品は風呂釜も含み対象です。 *家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、ガスエンジンコージェネレーションシステム(エコウィル)およびセントラル給湯システムは除きます。 ③暖房機器(JIA認証) ガスファンヒーター、ガスストーブ、ガスFF暖房機、ガス温水床暖房(仕上げ材を除きます。) ④ガス温水熱源機(JIA認証)、TES熱源機(暖房風呂給湯器)、暖房専用熱源機 ⑤ハイブリッド給湯・暖房システム(貯湯タンク、ヒートポンプユニットのみ対象とします。) ⑥浴室暖房乾燥機(ミストサウナを含みます。) ⑦暖房専用放熱器(ルームヒーター、温水パネルヒーターを含みます。) ⑧IHクッキングヒーター・電気コンロ(1口の据置タイプとすべての卓上タイプは除く。) ⑨電気給湯機(貯湯タンク・ヒートポンプユニットのみ対象 ※ヒートポンプ給湯機ほっとパワーエコ、およびセントラル給湯システムは除く。)</p> <p>注) 購入日は、原則としてメーカー保証書に記載の購入日とします。ただし、メーカー保証書がない、またはメーカー保証書に購入日の記載がない場合は、新品購入時の領収書等の日付を購入日とします。 新品購入時の資料がなく購入日が特定できない場合や中古品購入の場合は、製品の製造日を購入日とします。 ※住宅付属設備の場合、メーカー保証書や新築住宅購入・リフォーム時の契約関係書類等がなく設置日が不明の場合は、住宅付属設備のメーカーが定める製造日を設置日とします。また、住宅設備が設置済みの中古住宅を購入されたり、中古の住宅付属設備を設置した場合は、中古の住宅付属設備のメーカーが定める製造日を設置日とします。 ※購入日または設置日が不明の場合は、補償対象外とします。 ※業務用として製造・販売・使用されている機器は、補償対象外とします。</p>						
<p>保険金額</p>	<p>50万円(1回の修理サービスの上限金額。消費税を含みます。)</p>						
<p>保証期間</p>	<p>対象プランにおけるガス需給契約の料金適用開始の日が属する月の翌々月の1日の午前0時から保証開始となります。ただし、対象プランにおけるガス需給契約が終了した日の午後12時に保証期間は終了します。</p>						
<p>修理サービスの対象となる場合</p>	<p>保証期間中に発生した自然災害や外来の事故に直接起因しない「電気的事故」または「機械的事故」によって保険の対象に損害が発生した場合でかつ保険の対象に修理(次の修理は除く。)が必要となった場合</p> <p>改造または調整、移動または移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない調整、消耗部品・付属部品の交換、機能の設定、清掃作業、修理に伴い発生した住宅そのものに対する工事</p> <table border="1" data-bbox="406 996 1508 1182"> <tr> <td>修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額^(注1)以下の場合</td> <td>修理サービス運営会社にて、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理作業を実施します。</td> </tr> <tr> <td>修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額^(注1)を上回る場合</td> <td>修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品^(注2)を引き渡します。</td> </tr> <tr> <td>修理が不可能な場合</td> <td>修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品^(注2)を引き渡します。</td> </tr> </table> <p>(注1)再調達価額 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 (注2) 保険の対象と同型または同型同等の未使用品 修理サービス運営会社が指定する保険の対象と同一型番の製品または同等の機能を有する製品をいいます。 修理または保険の対象と同型または同型同等の未使用品のご提供となり、保険金のお支払いはございません。修理サービスをご利用いただく際には、対象プラン契約者または被保険者(保険の対象の所有者)には、保険金の請求および受領にかかわる一切の権限を修理サービス運営会社に委任いただきます。</p>	修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額 ^(注1) 以下の場合	修理サービス運営会社にて、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理作業を実施します。	修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額 ^(注1) を上回る場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品 ^(注2) を引き渡します。	修理が不可能な場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品 ^(注2) を引き渡します。
修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額 ^(注1) 以下の場合	修理サービス運営会社にて、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理作業を実施します。						
修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額 ^(注1) を上回る場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品 ^(注2) を引き渡します。						
修理が不可能な場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品 ^(注2) を引き渡します。						
<p>修理サービスについて</p>	<p>(1)自然災害による損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害 ・塩害によって生じた損害 (2)外来の事故による損害 ・破損、汚損 ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害 ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害 ・電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理によって生じた損害 ・保険の対象に付属する配管の凍結によって生じた損害 ・機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故障が発生した結果生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害 ・温水搬送部材のつまりによって生じた損害 (3)経年劣化等による損害 ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類同の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ・温水搬送部材の経年劣化による破損等によって生じた損害 (4)付属部品(保険の対象本体以外)や消耗品等に生じた損害 ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害 ・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害 ・電池、フィルター類、パッキン等の消耗品等のみに発生した損害 ・外装部品、製品本体外の設備部品(ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等)、ドレンホース、排水ホッパー、オプションリモコン、水質維持に関連する部品、五徳、汁受け皿、排気パネル、グリル類(受け皿、焼網等)、別売品等の付属部品のみに発生した損害 (5)その他の損害 ・対象プラン契約者、被保険者(保険の対象の所有者)またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p>						

<p>修理サービスについて</p>	<p>修理サービスの対象にならない主な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、対象プラン契約者と同居の親族の故意または被保険者（保険の対象の所有者）によって生じた損害 ・ 対象プラン契約者、被保険者（保険の対象の所有者）またはこれらの者の代理人の不誠実行為によって生じた損害 ・ 差押え、没収、取用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・ 保険の対象の製造者、販売者および取付施工業者が、被保険者（保険の対象の所有者）に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ・ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・ 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ・ 不当な修理や改造または取付けによって生じた損害 ・ 詐欺または横領によって生じた損害 ・ 格落ち（保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害 ・ 自力救済行為等によって生じた損害 ・ 譲渡された保険の対象に生じた損害 ・ 対象プラン契約者または被保険者（保険の対象の所有者）が、本修理サービスが指定する修理業者等以外に修理を依頼された場合
-------------------	---------------------------	---

<p>お客さまのご負担となる主な費用</p>	<p>以下に定める費用は、修理サービスには含まれないため、お客さまのご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象製品の修理方法を問わず、修理出張先がメーカーの定める離島及び遠隔地の場合に要する交通費・宿泊費・送料（往復共）等 ・ 修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用 ・ 修理または代替品提供の際に発生する基本工事費（代替品を提供する販売店及びサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外に係る工事費（高所作業によるクレーン車代、足場設置費用等の特殊工事費等） ・ 修理サービス利用時にお客さまからのご連絡に必要となる費用、その他通信費用 ・ 保証修理を行う際に、代用品をお客さまが必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。） ・ メーカー修理サービスがお伺いした結果、修理サービスの対象外となる故障だった場合にお客さまが修理をご希望されたときに、当該故障の修理に必要となる費用 ・ メーカー修理サービスがお伺いした結果、修理サービスの対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用
------------------------	--

<p>JIA認証とは</p>	<p>一般財団法人日本ガス機器検査協会が、省令による技術基準等にもとづき、ガス機器の構造・材料・性能・表示について検査し認証するもの。対象品目は、主に調理機器、温水（給湯）機器、暖房機器など。国内で正規に販売される対象品目の多くはJIA認証を取得。機器本体にJIA認証マークが貼られています。</p> <div style="text-align: right;">  <p>JIA認証マークの表示例</p> </div>
----------------	---

<p>電気的事故、機械的事故とは</p>	<p>保険の対象となる物に内在する特殊な危険による電気的部分または機械的部分に生じた事故で、「電気的事故」とは、ショート、過電圧、過電流等の電気的異常により電気機器または設備に発生した炭化・溶融等の事故をいいます。「機械的事故」とは、使用に伴う振動による部品破損、ネジのゆるみ、油滑油の不足による事故や、規定能力以上に使用したことによる事故等、機械の機構や性格等の内的原因による事故をいいます。</p>
----------------------	---

契約概要のご説明

この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。この書面はこの保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

このサービスは、保険契約者が対象プランをご使用いただくすべてのお客さまに保険の対象の修理サービスを提供するために引受保険会社と締結した保険契約です。

2. 対象プランのご契約者が保険の対象の所有者でない場合の取扱い

この書面に記載の事項につき、保険の対象の所有者（被保険者）または管理会社の方にも必ずご説明ください。

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して、対象プラン契約者または被保険者（保険の対象の所有者）にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 事故（「機器の自然故障」といいます。以下、同様とします。）が起こった場合の手続き

- (1) 事故にあわれたときのご連絡等
事故が発生した場合は、TEPCOホットラインにご連絡ください。
- (2) TEPCOホットラインでのお手続き
・ お客さまのお名前・ご住所・連絡先の確認をさせていただきます。対象プランのご契約者本人またはご家族（所有者が異なる場合は所有者ご本人）からのご連絡をお願いします。
・ 修理対象となる機器の型式や設置・購入時期のご確認をいたしますので、保証書や取扱説明書など、機器の情報が掲載された資料をお手元にご準備ください。
- (3) 一次出向サービスについて
修理手配会社の社員がご訪問し、故障状況を確認する一次出向サービスを行い、点検のうえメーカー修理サービスを手配いたします。一次出向サービスが故障状況を確認した結果、万一修理サービスの対象外となる場合は有償で修理を承ります（修理をキャンセルいただくことも可能です）。一次出向に関する費用は無料です。
- (4) 修理サービスをご依頼いただく際のご提出書類
修理サービスの依頼を行う場合は、修理手配会社に対する保険金の請求および受領にかかわる権利の委任状をご提出いただきます。また、保険の対象の型式などから、明らかに設置・購入から10年以内であることが判断できない場合は、次表の書類のうち、引受保険会社が求めるものをご提示または提出いただきます。詳細はTEPCOホットラインまたは引受保険会社にご相談ください。また、事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

修理サービスのご請求に必要な書類	書類の例
① 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
② 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類* ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
③ 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
・ 保険の対象の価額を確認する書類	売買契約書、取得時の領収証
・ 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収証、損害明細書
④ その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
・ 保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書
・ 保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書、住民票
・ 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の調査に関する同意書

■引受保険会社は、修理サービスの提供に必要な書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、修理サービスを提供するために必要な事項^(注1)の確認を終えて修理サービスを提供します^(注2)。

(注1)修理サービスの対象となる事由発生の有無、修理サービスの対象にならない事由の有無、修理額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社が修理サービスの対象となる額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2)必要な事項の確認を行うために、警察等公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人の鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■修理サービスの請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

TEPCOホットライン(24時間365日受付) | 0120-609-105

2. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下「個人等」といいます。))以外の者である保険契約者であっても、その被保険者(対象の住宅付属設備の所有者)である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者(対象の住宅付属設備の所有者)にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、保険契約者、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含みます。)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含みます。)に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含みます。)に提供することがあります。

○ 故障修理情報の取扱いについて

対象プラン契約者または被保険者(保険の対象の所有者)の故障修理情報を、保険契約者が取得することがあります。また、保険契約者は上記修理サービス以外に、他の商品・サービスのご案内・ご提供に利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがありますので予めご了承ください。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、保険契約者または引受保険会社までご照会ください。

保険契約者	東京電力エナジーパートナー株式会社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	TEL: 0120-995-113
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 総合営業第三部 第一課	TEL: 03-3259-3463 FAX: 03-3292-6874

個人情報の第三者提供に関して	「ガス機器・床暖修理サービス」は、ガス料金プラン契約者を被保険者(損害保険契約により補償を受けられる方)とする東京電力エナジーパートナー株式会社と損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社との保険契約に基づき、保険の対象の機器の再調達または修理が提供されるご契約者等に対して無償で行うサービスです。当該サービスを提供するために、ご契約者等の個人情報(お客さま番号、氏名、カナ氏名、電話番号、郵便番号、住所)を損害保険会社や損害保険会社を通じてその業務委託先の修理会社に提供します。
----------------	--

重要事項説明書の変更について	引受保険会社が本重要事項説明書に記載の内容の改定を行う場合、保険契約者は、民法第548条の4の規定に基づき、対象プランの契約者の了承を得ることなく、サービス提供期間中に重要事項説明書を変更することがあります。この場合、変更後の本サービスの利用条件は、変更後の重要事項説明書によります。また、変更後の重要事項説明書は東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページにて公表いたします。
----------------	---

第1条(目的)

生活かけつけサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「生活かけつけサービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関して定めるものです。

第2条(定義)

本規約における用語を次のとおり定義します。

- (1)「需要場所」とは、電気、またはガスの契約の単位であり、原則として、1つの建物(例えば、一戸建住宅やマンションの1戸などをいいます。)に対して1つの契約を結びます。
- (2)「サービス対象物件」とは、会員が、本サービスの提供を受ける需要場所のことをいいます。

第3条(適用関係)

本規約は当社が提供する本サービスを会員が利用する際に適用されます。

第4条(会員資格およびサービス対象物件)

1. 会員資格を有する者は、原則として、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)の供給区域において、当社が定める電気料金プラン、またはガス料金プランを適用している方とします。
2. 会員は、会員たる地位、資格を第三者に譲渡、貸与、担保提供等することはできません。
3. 本サービスの利用に関しては、会員およびその同居人が本サービスの利用者(以下「利用者」といいます。)となることのできるものとします。

第5条(業務委託)

当社は、本サービスをテックマークジャパン株式会社、ジャパンアシストインターナショナル株式会社(2020年10月1日以降「MS&ADグランアシスタンス株式会社」に社名変更)ならびに東京電力パワーグリッド株式会社(以下あわせて当社委託先以降の再委託含めて「当社委託先」といいます。)に委託するものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第6条(利用期間、利用料金)

1. 毎月10日を基準日とし、基準日時点で、資格を有している会員は、基準日を含む月の翌月の1か月の間、サービスをご利用いただけるものとします。
2. 本サービスの利用料金は無料とします。なお、本サービスを終了あるいは変更する場合には、ホームページ等で別途お知らせします。

第7条(本サービスの内容)

当社(当社委託先を含みます。)は、次の各名のトラブルが発生した場合に、サービス対象物件に出勤し、90分以内の応急作業と応急処置に伴う消耗品・部品^(注)を提供いたします。

(注)消耗品・部品にかかる費用は20,000円(税込)以内とします。

(1)水まわりのトラブル

サービス対象物件内の給排水設備、トイレ、洗面所または洗濯機置き場の蛇口、給水管もしくは排水管の詰まりまたは水漏れ

(2)窓ガラスのトラブル

サービス対象物件の外壁に設置されている窓ガラスの破損

(3)鍵のトラブル

サービス対象物件の玄関ドア、勝手口その他これらに類する出入り口の開錠が必要な事情の発生

(4)電気設備のトラブル

サービス対象物件の電気設備(電気事業法第38条に定める一般用電気工作物に限る)の不具合による停電等・下記電気設備の不具合

電気設備	定格電圧・電流	極数(P)・素子数(E)・形状等	作業内容
漏電遮断器	100V・30A 100V-100/200V・30A 100V-100/200V・40A 100V-100/200V・50A 100V-100/200V・60A	2P 1E OC付* 3P 2E OC付 欠相保護機能付 // // //	漏電遮断器取替作業
配線用遮断器	100V・20A 100-100/200V・30A	2P 1E 2P 2E	配線用遮断器取替作業
コンセント・スイッチ	住宅設備における屋内用壁コンセント・スイッチ(屋外用コンセント、延長タップ等を除く。)		コンセント・スイッチ取替作業
* OC付=過電流遮断機能付 * 使用材料等は東京電力パワーグリッド株式会社指定の同等品に限らせていただきます。 * 状況により材料の発注、再出向となる場合がございます。			

第8条(本サービスの利用)

1. 利用者は、本サービスの利用を希望するときは、当社が定める窓口へ連絡するものとします。
2. 当社は、前項の連絡を受けたときは、サービス対象物件に訪問することができる専門業者の有無を確認し、その結果を利用者に連絡するものとします。
3. 賃貸物件等の利用者以外の者がサービス対象物件を所有し、または管理する場合には、サービス対象物件の所有者または管理者の承諾を要します。なお、所有者または管理者の承諾は、利用者が得るものとします。
4. サービス提供にあたり、騒音や振動等の発生によって周辺住民への影響が予想される場合、利用者が周辺住民への説明等の対応を行うこととします。
5. 利用者は本サービスを受けるにあたり、当社委託先および専門業者に対し、会員確認のための個人情報の提供、現場やトラブル状況確認のための情報提供に協力するものとします。
6. 電気設備のトラブルにおける出勤については、栃木県、茨城県、埼玉県、静岡県の一部地域*で土日祝日ならびに12月29日から1月3日、および平日16:00～24:00に電話受付した場合は、翌営業日の訪問に、平日0:00～9:00に電話受付した場合は、当日9時以降の訪問となる場合があることに予め承諾することとします。

生活かけつけサービス利用規約(対象プラン無料特典・関東エリア)

※一部の地域には、下記の地域が含まれます。

a. 栃木県

下都賀群野木町野木、下都賀群野木町野渡、栃木市藤岡町下宮

b. 茨城県

日立市、北茨城市、高萩市、常陸大宮市、常陸太田市、久慈郡大子町、那珂市の一部、かすみがうら市、行方市の一部、東茨城郡茨城町の一部、東茨城郡大洗町の一部、鉾田市、小美玉市、常総市、つくばみらい市、坂東市、つくば市の一部、結城郡八千代町の一部、結城市の一部、猿島郡境町、下妻市、古河市

c. 埼玉県

秩父郡小鹿野町、秩父郡長瀬町、秩父郡皆野町、秩父市、秩父郡横瀬町、加須市の一部

d. 静岡県(富士川以东)

沼津市、御殿場市、駿東郡小山町、伊豆市、伊豆の国市、熱海市、伊東市、下田市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町

第9条(本サービスの提供の停止)

当社は次の各号に掲げる事由、また現場の状況によって、本サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 利用者以外の者からの依頼によるものと判明した場合
- (2) 台風・大雨・暴風・豪雪等の異常気象や地震・噴火・津波等の広域で発生する自然災害
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (4) 依頼を受けた物件がサービス対象物件とは異なる場合
- (5) 利用者の立会いがない場合(ただし、利用者以外が立ち会うときは当社の定める手続きによる利用者の確認、承諾が必要となります。)
- (6) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
- (7) サービス対象物件の建物所有者または管理者の承諾を得られない場合
- (8) 第8条第1項に定める連絡をすることなく、利用者自ら専門業者を手配した場合
- (9) 利用者が本サービスを本規約外の目的で利用しようとした場合
- (10) 本サービス利用時において、電話を長時間掛けつづける、必要以上に頻繁に掛ける行為など、当社または当社委託先の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
- (11) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (12) 本サービスを行う際に、当社または当社委託先の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
- (13) トラブルの起因が利用者または第三者の故意である場合
- (14) 当社または委託会社のシステムの定期的または緊急的な保守点検が必要な場合、またシステムに障害が発生した場合
- (15) その他当社が適当でないと判断した場合

第10条(各トラブルにおける本サービスの対象外事項)

1. 水まわりのトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。

- (1) 住居と併用する右記に属する部分(事務所、飲食店等の店舗、学校、病院、工場等)
- (2) 高圧洗浄などの特殊作業が必要な配管詰まり
- (3) 貯水槽等、集合住宅の共有部分の水漏れ等
- (4) 蛇口、給水管または排水管の凍結を原因とする水漏れ等
- (5) 浄水器、食器洗浄機、給湯器、温水洗浄便座等の水まわり機器、ガス・電気系統等の対応不能部分
- (6) トラブル状況または蛇口、トイレ、給排水管等の種類によって対応ができない場合

2. 窓ガラスのトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。

- (1) 住居と併用する右記に属する部分(事務所、飲食店等の店舗、学校、病院、工場等)
- (2) 窓ガラスを外すことができない箇所や商品
- (3) 集合住宅のエントランス等共有部分の窓ガラス等
- (4) 窓ガラス以外のガラス
- (5) 窓ガラス撤去のみの作業
- (6) お手持ちのガラス加工や移設
- (7) 高所作業にかかわる足場設置費用および作業
- (8) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業

3. 鍵のトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。

- (1) 住居と併用する右記に属する部分(事務所、飲食店等の店舗、学校、病院、工場等)
- (2) 賃貸物件、分譲物件において、家主、管理会社等に確認が取れない場合
- (3) 集合住宅のエントランス等共有部分の作業
- (4) 特殊な形状の鍵等、対応ができない場合
- (5) 鍵の作成
- (6) 金庫の開錠作業
- (7) 電気錠取付工事等

(8) 利用者本人であることが確認できない場合(運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、当該身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合。)また、当社が利用者の運転免許証等の身分証明書を確認し、利用者の名義と一致することを確認したうえで開錠作業を行った場合、開錠作業をしたことで発生した居住者または第三者との間で生じたトラブルについてはすべて利用者で解決するものとします。

4. 電気設備のトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。

- (1) 60分を超える作業を要する場合の作業
- (2) 集合住宅等の共用部分に起因する不具合
- (3) 請負契約、売買契約等に付随するアフターサービス対象や、他業者の施工・設置に起因する不具合
- (4) 高所作業にかかわる費用および作業
- (5) 電気機器本体交換費用および作業
- (6) 不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が明らかに必要な場合に、当該部品交換・本体交換・器具設置をせずに同一箇所で不具合が発生した場合の2回目以降の作業
- (7) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業
- (8) 次ページ以外の取替作業

電気設備	定格電圧・電流	極数(P)・素子数(E)・形状等	作業内容
漏電遮断器	100V・30A	2P 1E OC付*	漏電遮断器取替作業
	100V-100/200V・30A	3P 2E OC付 欠相保護機能付	
	100V-100/200V・40A	//	
	100V-100/200V・50A	//	
	100V-100/200V・60A	//	
配線用遮断器	100V・20A	2P 1E	配線用遮断器取替作業
	100-100/200V・30A	2P 2E	
コンセント・スイッチ	住宅設備における屋内用壁コンセント・スイッチ		コンセント・スイッチ取替作業
* OC付=過電流遮断機能付			

第11条(解除)

- 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。
 - (1)本サービスの利用契約締結の際、会員が故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合
 - (2)会員および利用者が本規約に違反した場合

第12条(免責事項)

- 当社(当社委託先を含みます。本条において以下同じ。))は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は会員が負うものとします。
- 本サービス対象のトラブルの処置に関して会員または利用者と専門業者または第三者との間で発生した一切の紛争は、会員または利用者および専門業者または第三者との間で解決するものとし、当社は当該紛争に一切責任を負いません。
- 本サービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由により会員および利用者に損害が生じた場合には、当社はこれを賠償するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても、当社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責任を負いません。
 - (1)当社の責めに帰することができない事由から生じた損害
 - (2)当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害
 - (3)逸失利益(情報の消失、毀損等による損害を含む。)

第13条(規約の変更)

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、民法第548条の4の規定に基づき、会員の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。また、変更後の規約は当社のホームページにて公表いたします。

第14条(個人情報管理義務)

- 当社は、本契約において知り得た会員の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」その他の法令およびガイドライン(以下「個人情報保護法等」といいます。)の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 当社は、会員から書面によって個人情報を取得する場合には、個人情報保護法等の定めに従い、予めその利用目的を明示します。
- 当社および当社委託先は、本契約期間中、契約終了後において、会員の個人情報について、相手方および会員の事前の承諾を得ずに第三者(当社の委託先の再委託先は除きます。)に開示または提供をいたしません。ただし、裁判所等の公的機関から照会があった場合その他法令(金融商品取引所規則を含みます。)の定めによる場合は、この限りではありません。
- 当社および当社委託先は自らの従業員等に対し、前3項の義務を遵守させるよう、必要かつ適切な監督を行います。

第15条(反社会的勢力の排除)

会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらをまとめて「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

第16条(規約外事項)

本規約に定めのない事項について疑義が生じたときは、当社および会員にて協議のうえ、誠実にこれを解決するものとします。

第17条(準拠法および専属的管轄裁判所)

- 1.本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2.本規約に関し紛争が生じ、それを裁判によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本規約の適用期間は2020年9月1日からとなります。